

# アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

## (目的)

**第1条** この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）がアイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）を導入する際、代金の一部を助成することとし、アイドリングストップの励行及び燃費節減等、環境対策の推進に努めることを目的とする。

## (対象機器)

**第2条** 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッド（外部電源対応機器を除く）
- (2) 蓄冷式クーラー
- (3) エア又は温水式ヒーター
- (4) 外部電源用パッケージクーラー
- (5) 車載バッテリー式冷房装置

## (助成対象期間)

**第3条** 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

## (助成金額)

**第4条** 佐ト協の交付する助成金額は、会員事業者が新たに導入する機器の価格の4分の1以内とし、別に定めた額を上限とする。ただし、端数が生じたときは、百円未満は切り捨て処理とする。

2 1事業者あたりの上限は、第2条の第1号については20台を限度とし、その他については1事業者につき2台を限度とするが、保有車両台数が上限台数未満の事業者については、車両台数を上限とする。

3 交付額には消費税を含めないものとする。

## (助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号のアイドリングストップ支援機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等（リースの場合は、リース契約書）
- (3) 装着車両の自動車検査証
- (4) 装着証明書（装置に係る費用を車両代に含む場合）

## (助成金の交付)

**第6条** 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

### (交付決定の取消しと助成金の返還)

**第7条** 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該装置に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

### (対象装置の処分)

**第8条** 交付対象となった機器が、導入の日から起算して別に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

### (保存期間)

**第9条** 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

### (附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

# アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱実施細則

## (助成上限額)

**第1条** 交付要綱第4条の助成上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、これらを上限額とすることが適当でない機器については、個別に判断するものとする。

|                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 電気式の毛布、マット又はベッド | 7,000 円  |
| (2) 蓄冷式クーラー         | 40,000 円 |
| (3) エア又は温水式ヒーター     | 60,000 円 |
| (4) 外部電源用パッケージクーラー  | 60,000 円 |
| (5) 車載バッテリー式冷房装置    | 60,000 円 |

## (機器の処分制限期間)

**第2条** 交付要綱第8条の蓄熱式マット等の処分制限期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

|                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 電気式の毛布、マット又はベッド | 1年 |
| (2) 蓄冷式クーラー         | 3年 |
| (3) エア又は温水式ヒーター     | 6年 |
| (4) 外部電源用パッケージクーラー  | 6年 |
| (5) 車載バッテリー式冷房装置    | 6年 |